



例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>処遇改善手当</u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第11条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（処遇改善手当）</u></p> <p><u>第11条の2 少子高齢化への対応や地域医療を担う業務に従事する職種の職員には、12,000円を超えない範囲内の額を処遇改善手当として支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により処遇改善手当を支給される職員の範囲、支給額その他処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与の種類）</p> <p>第18条 単純な労務に雇用される職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>処遇改善手当</u>及び期末手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>処遇改善手当</u>、期末手当及び退職手当</p> <p>2（略）</p>	<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>                    </u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第11条（略）</p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与の種類）</p> <p>第18条 単純な労務に雇用される職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>                    </u>及び期末手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>                    </u>、期末手当及び退職手当</p> <p>2（略）</p>

（八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

**第3条** 八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線

で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>処遇改善手当</u>及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>(処遇改善手当)</u></p> <p><u>第14条の2 給与条例第18条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の処遇改善手当について準用する。</u></p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>(処遇改善に係る報酬)</u></p> <p><u>第24条の2 少子高齢化への対応や地域医療を担う業務に従事する職種のパートタイム会計年度任用職員には、処遇改善に係る報酬を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により処遇改善に係る報酬を支給される職員の範囲、支給額その他処遇改善に係る報酬の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 _____ 及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の八幡浜市職員の給与に関する条例（以下「新職員給与条例」という。）の規定は、令和4年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が新職員給与条例の規定を適用したとするならば同条例第18条の3第1項に規定する業務に従事したことになる場合についても適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この項において「新単純労務雇用職員給与条例」という。）の規定は、令和4年2月1日からこの条例の施行の日の前日ま

での間において、職員が新単純労務雇用職員給与条例の規定を適用したとするならば同条例第11条の2第1項に規定する業務に従事したことになる場合についても適用する。

- 4 第3条の規定による改正後の八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項において「新会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和4年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、会計年度任用職員が新会計年度任用職員給与条例の規定を適用したとするならば同条例第14条の2において準用する新職員給与条例第18条の3第1項及び新会計年度任用職員給与条例第24条の2第1項に規定する業務に従事したことになる場合についても適用する。

#### 提案理由

閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の基本方針に則り、看護、介護、保育及び幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応及び少子高齢化への対応が重なる最前線において勤務する職員の処遇を改善するため。